

第1章 総 則

- (名称)
第1条 この会は炉端山友会という。
- (事務所)
第2条 この会の事務所は会長宅に置く。

第2章 目的および事業

- (目的)
第3条 この会は、健全な登山の普及とその技術・精神等の向上を高め、その精神で会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- (事業)
第4条 この会は、次の事業を行う。
1 山行会、講習会等の開催。
2 会員の登山技術等の指導育成。
3 指導者の育成。
4 登山技術、用具の調査研究。
5 山岳事故、遭難等の予防と対策などの研究。
6 自然保護の活動。
7 HP等で活動状況の公表。
8 その他、会・会員の向上目的を達成するための事業。

第3章 会 員

- (会員)
第5条 会員は、次の通りとする。
1 会の山行会に最低一度は参加をし入会希望の場合は会員は賠償責任保険に加入が必要で、名簿情報など入会に必要な事項を連絡のうえ第7条の入会金、第8条の年会費を添えて提出し、会長の承認を得て会員となる。
- (入会)
第6条 入会は、次の通りとする。
1 入会は第5条で会員と認められたものは入会とする。
- (入会金)
第7条 入会金は、次の通りとする。
1 一会員につき1,000円
退会者の再入会時も同額を徴収する
2 既納の入会金は返金しない。
- (会費及び会計年度)
第8条 会費は、次の通りとする。
1 一会員につき年額1,200円
ただし、総会にて決議されれば会費の徴収を停止することができる
2 既納の会費は返金しない。
3 会計年度は毎年11月1日に始まり10月31日に終わる。
- (会員資格の喪失)
第9条 この会の会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
1 退会
2 取り消し
3 除名
- (退会)
第10条 会員が退会するとき退会届けを提出し、役員会の承認を得なければならない
- (取り消し)
第11条 次の事項に該当するとき、役員会は会員資格を取り消すことができる。
1 会員としての義務に違反し、会員として不相当と認められるとき。
2 会費を2年間滞納したとき。
- (除名)
第12条 会の名誉を傷つけ、又は会の目的に反する行為のあった会員は除名する事ができる。
- (会員登録)
第13条 第5条、第6条で資格を得た会員を登録する。

第4章 役員および組織

- (役員)
第14条 この会は次の役員を置く。
1 会長 1名。
2 副会長 1名以上2名以下。
5 会計 1名。
6 顧問 1名以上2名以下。
7 会計監査 1名
会の運営を検討する為、会長、副会長、会計で役員会を構成し、運営案を作成して総会に決議案を提示する

(役員の選任)

第15条

- 役員は次の方法で選任される。
- 1 会長、副会長は総会で選任する。
 - 2 会計、顧問、会計監査は役員会の推薦により総会で選任する。

(役員の任務)

第16条

- 役員の任務は次の通りとする。
- 1 会長はこの会の業務を総理しこの会を代表する。
 - 2 顧問、会計の任期は2年とする。再任は妨げない。
補欠、増員で選ばれた役員の任期は現役員の残任期間とする。
 - 3 会計監査は、総会時に会計報告を照合して正常に処理されている事を報告し、承認を得る
 - 4 役員は次期役員が就任するまで責務を遂行する。
 - 5 役員は特別な事情がある場合、総会において解任する事ができる。
 - 6 上記にない事情等が生じた場合、総会で善処する事。

第5章 会 議

(総会)

第17条

- 総会は毎年二回五月と十一月に開催する。
会長が招集する。
- 1 会長、他の役員から申し入れがあった場合、臨時に総会を招集する事ができる。
 - 2 3分の1以上の正会員から総会の招集を請求された場合
会長はその日から30日以内に臨時総会を招集しなければいけない。
 - 3 総会の招集は10日以前に日時、場所を全会員に通知しなくてはいけない。

(総会に付議すべき事項。)

第18条

- 次の事項は総会に提出して承認を得なくてはならない。
- 1 事業計画および事業報告についての事項。
 - 2 収支予算および収支決算についての事項。
 - 3 財産目録についての事項。
 - 4 役員の選任。
 - 5 会則の改定。
 - 6 その他、必要と認めた事項。
 - 7 総会は正会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
代理者の場合、委任状を必要とするが委任状の行使を
防げない。
 - 8 総会の議長は会長が務め、できない状態の場合は副会長が
努める。
 - 9 総会の議事は出席者の過半数をもって決議し、同数の場合は
会長が決議する。

〔補足事項〕

(山行ランクの設定)

山行企画時に参加希望者は自分が参加可能かどうかを判断できる様に、リーダーが山行ランクを掲示する山行ランクの以下のガイドラインで設定し、山行会予定に提示して必要装備の有無や個人の体力にあった山行に参加出来る様にする

- A- 簡易なハイキング スニーカーでも参加可
- A ハイキング及び軽登山 ショートサイズの登山靴でも参加可
- A+ 一般コース登山 ミドルサイズの登山靴必要
- B- 一部バリエーションや岩場を含む登山 ヘルメットは不要
- B バリエーションや岩場を含む登山 ヘルメット要
- B+ バリエーションや岩場を含む登山 ヘルメット・ロープワーク要
- C Bランク以上の技術と装備が必要な登山 装備人選はリーダーで判断

日程・歩行距離・時間・標高差といったコース状態、またはアイゼン・ピッケル・登攀道具といった必要装備や重量に応じて、リーダーの判断で山行ランクの増減し、難易度を把握出来る様にする(体験登山は原則A+以下 ただしリーダーで山行可能と認めた場合は特例で参加可能とする)

(登山届け提出)

登山届け提出はリーダーに一任されていたが、一定レベルの登山については提出を義務づけて不測の事態が発生した際に初動を早く行える様にする
全ての例会登山に対して提出 掲示板に提出先(登山ポストもしくはネット送信先を掲示)

(山行会企画計画から下山報告までのルール)

山行会の企画から下山報告を以下の手順で行い、参加者の準備や、不測事態の対応に備える

- ・リーダーは山行会を計画時に掲示板に内容を記載
- ・リーダーから、HP担当に連絡し、HPに記載
- ・参加希望者はHPのちょうすけにて参加登録(原則2日前 それ以降はリーダーに連絡)
- ・実施2日前に、名簿管理者(バイキッキ)からリーダーに参加者名簿を送る
- ・実施2日前以降に参加不可になった場合は、必ずリーダーに直接連絡し確認をとる事
- ・宿泊予約等で参加申込みに期日がある場合は、リーダーが事前に申込期日を提示する
- ・雨天等で中止の場合は、参加者全員に確認をとり、掲示板に書き込み、HP担当者にも連絡する
- ・下山後にリーダーは、会長・副会長・会計のいずれかに連絡し、その後役員会メンバーで下山確認を共有する
- ・下山報告が無い場合は、役員会で状況確認・救助等の対策を実施する
- ・下山後リーダーもしくは参加者にて、レポート掲示をし、その後HP担当が一般HPに記録を追加する
- ・入会希望者の体験登山は原則2回までとし、参加時は緊急連絡先はわかる様にして参加いただく
- ・コース案内等で会員以外の同行者が必要な場合は、リーダーが必要性を判断して参加させる事ができる
- ・集合地まで車に便乗した場合は、1kmあたり20円で計算したガソリン代と高速代を、乗車人人数で按分して運転者に支払う